

石巻市告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、下記のとおり指定公金事務取扱者として指定し、公金収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

石巻市長 齋藤 正 美



記

1 指定公金事務取扱者としての指定日

令和7年4月1日

2 委託した公金収納事務

- (1) 徴税手数料のうち税務証明の手数料
- (2) 戸籍住民基本台帳手数料のうち戸籍の手数料
- (3) 戸籍住民基本台帳手数料のうち住民票の手数料
- (4) 戸籍住民基本台帳手数料のうち印鑑登録証明書の手数料

3 委託を受けた者の名称及び所在地

- (1) 名 称 地方公共団体情報システム機構
- (2) 所在地 東京都千代田区一番町25番地

4 委託日

令和7年4月1日